第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会 議事要旨

1. 日時:令和4年4月12日 13:00~15:00

2. 場所:中央合同庁舎2号館 地下1階 国土交通省2AB会議室

(WEB 会議)

3. 要旨

【質疑応答】

電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制について

- ○資料1の7項において、「供給申し込み」及び「再工ネ発電設備」に係る電柱が全体増加の主な要因となっている。このためそれらの"主な要因"を新設電柱抑制策のターゲットとしているが、それ以外についても、本数は少なくとも対策を講じていく必要性はあるだろう。(屋井委員長)
- ○資料1の9項において、道路から距離のある民地の電柱は倒壊等が発生しても、 公共への支障を及ぼす可能性が低いと思われるため、優先度は低いと考え る。道路に近接している電柱と、そうでない電柱を分けて整理することは可能 か。(屋井委員長)
- ●電柱位置がマッピングされているため、分類作業は可能である。分類した中身をさらに見ていくことで対応に繋がっていくと考える。 (小川課長)
- ○無電柱化の推進に関する法律が出来て以降は、基本的には特段の理由が無い限り地中化を行う。特に新規に道路等の事業を行う場合は地中化を行う事になっていたはず。無電柱化に対する現場での理解がバラバラで、これらが徹底出来ていないことが明らかになったのだと思う。

これから単独地中化を進めていく際にも、どのようにインセンティブを付けて行くかについて、現場で混乱がおきる事が想定される。相談窓口を設けるという説明もあったが、ガイドラインのようなものを事前に用意しておく必要があると思われる。

また、既設電柱に対する道路法 37 条 (占用制限) の適用について、どのように適用していくのかについて、モデル地区を決める等、詳細に決めていく必要がある。 (松原委員)

●資料1の6項に示されている道路上にある電柱及び、道路沿道の民地にある電柱を減らしていくことが必要と考えており、緊急輸送道路に占用制限をかけることが挙げられる。直轄国道はすべての路線に占用制限をかけているが、地方道はまだ占用制限が出来ていないため、今後関係省庁と連携して働きかけていく。

また、電柱の建て替え時に無電柱化を推進していく。 (荒瀬課長)

- ○緊急輸送道路への対応が優先かもしれないが、緊急輸送道路以外の道路沿道の民地にある電柱についても、景観や観光も含めて、実施して欲しい。(天野委員)
- ●沿道区域について、道路法の改正で沿道区域及び届出対象区域を指定できるようになった。直轄国道で昭和40年代から道路上の電柱新設を禁止している地域は沿道民地に電柱が立っているため、届出対象区域をまずは緊急輸送道路で指定していくことを想定しているが、景観等も重要であるため自治体も含めて取り組んでいきたい。(荒瀬課長)
- ○資料1の15項に低コスト手法の採用事例が示されているが、整備方式と 工法等はそれぞれ個別集計されているのか。 (天野委員)
- ○電力線のみを単独地中化すると電線共同溝法ではなくなる。どのような地中化の方式を用いると、どの法律に当てはまり、どのような補助が当てはまるのか整理する必要がある。(天野委員)
- ●沿道の需要が不明な場合でも、管路や一部の特殊部を道路整備に併せて予め設置しておく方式も含めて推進していくことを考えている。(荒瀬課長)
- ○資料4の6項に無電柱化の実績がある自治体は約4割とある。いまだ無電柱化に関して認知度の低さを実感している。地域防災計画のなかで、無電柱化を視野にいれた道路計画を行うように指導をしていただきたい。 (池上委員)
- 4 7 都道府県では無電柱化推進計画を策定して頂いているが、市区町村は 1 0 0 自治体未満の策定状況である。無電柱化推進計画を策定した上での 無電柱化事業に対しては個別補助を実施している。まずは、無電柱化推進計 画を策定して頂きたい。(荒瀬課長)
- ○資料1の20項に再エネ発電設備の分割に伴い電柱が増加していると示されているが、どの程度増加しているのか。(鈴置委員)
- ●昨年電気事業者に確認したところ、件数として700件程度であったと回答を受けた。(小川課長)
- ○無電柱化の実績がある自治体においても、担当者の異動などもあり知識が 継承されない恐れがある。「合意形成の進め方ガイド(仮称)」(道路)や無電 柱化推進のためのガイドライン(仮称)」(都市)が作成されている。このよ うなものを自治体で活用して頂きながら実施して頂きたい。(屋井委員長)
- ○資料3の2項において、緊急輸送道路の沿道民地に約900本新設されており、非常に危険な状況であると認識している。新たに創設された沿道民地における届出・勧告制度について、是非積極的に取り組んで頂きたい。 (天野委員)

- ●新設電柱の設置位置については、エネ庁及び総務省で調査して頂いている。 今後届出・勧告制度を活用し、取り組んでいきたい。 (荒瀬課長)
- ○資料3の7項に示されている、電力需要が明確でない場合でも整備を行う 旨のガイドラインを作成されるとあるが、是非積極的に取り組んで頂きた い。管路の必要性を明示しない限り整備が出来ないということではなく、管路 の不要性を明示できない場合は整備を行うといった方向性が良いのではな いかと考える。(天野委員)
- ●事前埋設手法による整備が、将来需要に対して過剰な整備とならないよう 関係機関と調整しながら実施していきたい。電線共同溝設備は道路附属物 となるため、防護柵などと同様の考え方でガイドラインを作成していきた い。(荒瀬課長)
- ○資料3の5項に示されている道路照明など、道路管理者が自ら設置する施設について、電柱を新設しないような方式の検討を行っていく必要があるだろう。

(屋井委員長)

- 〇資料4の2項に費用負担の見直しについて示されているが、整備した電線 共同溝設備を誰が管理するか明確になっているのか。(屋井委員長)
- ●電線共同溝法に基づき整備された電線共同溝設備は、道路附属物となるので、道路管理者が管理することを基本としている。都市局の新制度は、電線共同溝方式によらずに実施する無電柱化を支援対象としているが、管路等をどのように管理するか支援制度上で整理はしていない。今後ガイドラインのなかで事例紹介のような形で取り上げることで、自治体に周知していきたい。(荒川課長)
- 〇資料2の1項に NTT 電柱の調査結果から6800本程度の減少が示されているが、電柱の位置についてデータ化されているのか (屋井委員長)
- ●電柱の位置についてデータ化は出来ていないが、サンプル調査を実施しており、電力と同様に個別の家屋新築等による新設電柱が大半を占めている。 (納富室長)
- 〇既存ストックの有効活用も想定されるが、既存ストックとして活用できる 設備が、全国のどの地域にどの程度あるか整理できると良いだろう。 (屋井委員長)
- ●現時点では整理出来てない。今後そのような視点も考慮して調査していきたい(納富室長)
- ○電力事業者と通信事業者の協力体制についてどのように考えているのか。

下水道の活用など、通信だけでなく電力の敷設も検討していく必要があるのではないか。(鈴木委員)

●下水道の活用については、現時点で光ファイバーに特化して検討を行っている。実証で把握した課題等は電力に共有していきたい。通信事業者と電力事業者は、常日頃やり取りは実施されているため、日常的な協力体制はあると認識している。(納富室長)

無電柱化推進に関する最近の話題について

- ○様々な自治体で無電柱化推進計画を策定し、事業を実施している。そのなかで、路線のなかに私道が含まれ、自治体は無電柱化を断念するといった事例があった。そのため、そのような場合の対応策や相談窓口といった体制の構築ができると良いだろう。(秋葉委員)
- ●類似の例として宅地の中に埋設するといった事例はある。まずは、街路交通 施設課にご相談いただければと思う。(荒川課長)
- ○資料6の5項に示されている事例について、道路拡幅ではなく、幅員再配分 と併せて無電柱化を行った事例という認識でよいか。 (屋井委員長)
- ●既存側溝の排水能力が不足しており、歩車道境界に側溝を新設した事業であり、歩道拡幅等は実施されていないと思われる。(荒瀬課長)
- ●様々な市区町村の首長から相談を受けるが、無電柱化の意識が低い場合もある。手引きやガイドラインを用いて普及啓発活動を行っていきたい。また、意識がある自治体でも、無電柱化は高コストであるとの認識が根強い傾向があり、地方道での無電柱化が進んでいない。新たに創設した支援措置を活用して、低コスト化を図り、認識を変えていきたい。(倉野審議官)
- ●緊急輸送道路において既設電柱が沿道民地に立っている箇所もある。今後、電柱更新や建て替えの際をとらえて、無電柱化を図っていきたい。(倉野審議官)
- ○道路管理者が依頼して無電柱化を行ってもらうという発想が根強い印象があるが、単独地中化など、道路管理者はあくまでも許認可を行い、インセンティブを与え、補佐する立場であることを、全国の自治体に周知して頂きたい。(松原委員)

【事務局挨拶】

●本日ご報告した対応方策については、4月中を目途に公表する予定である。 また、推進計画にはこの他にも様々な政策を位置付けているため、本日のご意見も踏まえて、これらの施策を進めていく。(真田分析官)

以上